

VIII. 成果と若干の検討

1. 上野国分尼寺跡伽藍地の再検討

(1) 歴史地理学的資料からの検討

現在尼寺跡推定地でみられる地割りは、昭和35年に実施された土地改良事業後の姿であり、それ以前の地割を現地で伺え知りえる景観は少ない。このため、地形図・地籍図及び空中写真を活用して、尼寺のありかたを検討してみたい。まずはじめに、第3図として明治期の「迅速図」を掲載した。対象となるエリアは、「前橋近傍第十號」に含まれ、牛池川と染谷川にはさまれた位置にある。本図をみると、現在の東国分集落（当時は国府村）から前橋市元総社町や山王（当時は元総社村）方向へのびる道がある。そのなかで、現在尼寺伽藍地南辺に想定される部分は直線的な道としてある（第3図A—B）。また、牛池川右岸の崖線が直線的に描かれている（B—C）。

次に、図46・47で提示したのが、明治期の地籍図である。図46で尼寺伽藍推定地に考えられる部分は、「田畑宅地」に着色されている。ちなみに現在の土地利用については、畑として利用されている。さらに細かい図面をつなぎ合わせたものが図47となる。本図をみると、尼寺伽藍地の南辺想定されているA—B及び東へ伸びるB—B'ラインがほぼ直線的に描かれる。また、東辺想定部分についてもB—Cラインは直線的であるが、それ以北は迅速図で直線的な崖線とあった部分については、直線的な地割でない（C—C'）。西辺はこのエリア唯一南北方向の水路があったことを示すD—Eライン及びそれ以北のE—E'ラインは地割でほぼ直線となる。なお、図47の1・2は、上越幹線鉄塔の旧位置を示し、そのうち2は73号鉄塔にあたる。この南隣接地では昭和44年度の調査で、講堂跡が検出された部分にあたる。

空中写真については、今回報文中に掲載できなかったが、昭和21（1946）年に米軍撮影の資料を参考とした。この写真は、土地改良以前の地割りを考える上で有効である。尼寺伽藍地推定域は、明治期の地籍図とほぼ同様な地割りとして認められる。さらに範囲を広げて僧寺跡や群馬町東国分及び前橋市元総社町周辺をみると僧寺伽藍地の東辺及び西辺の南北方向に直線的な地割りを認めることができ、尼寺伽藍地の推定地周辺においても、その南面や牛池川の左岸前橋市元総社町方向、さらに、僧寺南面の染谷川右岸域に南北、東西方向の直線的な道路や地割りをみることができる。このため、古代の地割りが昭和30年代まで継続され残っていた可能性を予察しておきたい⁽¹⁾。

註1 木津博明（1988）「上野国分尼寺寺々地考」『群馬の考古学』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団

このなかで氏は、明治期の地籍図や天保年間の絵図及び米軍撮影の航空写真などの資料や、上野国分僧寺尼寺中間地域の調査所見を踏まえ、「（前略……前述した如く、14世紀後半に部分的な土地改変が生ずる地割に変化が有るものの、古代の地割＝区画は中世段階を経て近世・近代・現代でも確認できることを再確認した。……（後略）」としている。

① 地形図及び等高線からの検討

図48に群馬都市計画地図（S = 1 / 2500）を用いて、僧寺及び尼寺伽藍地推定地及びその周辺域を提示した。着色表示したものは、同図から起こした等高線である。尼寺伽藍地想定部分は、標高126～127m辺りに位置する。標高126～127m及び127～128mの間は、そのほかの等高線で1mの間に比べ、等高線間の距離長い。昭和37年に実施された土地改良事業では、大規模な面的造成が実施されていないことから考えると、人為的な造成も考慮する必要がある。その北側での等高線のあり方を見ると、a～bにかけて低い部分が見られ、低地の

VIII. 成果と若干の検討

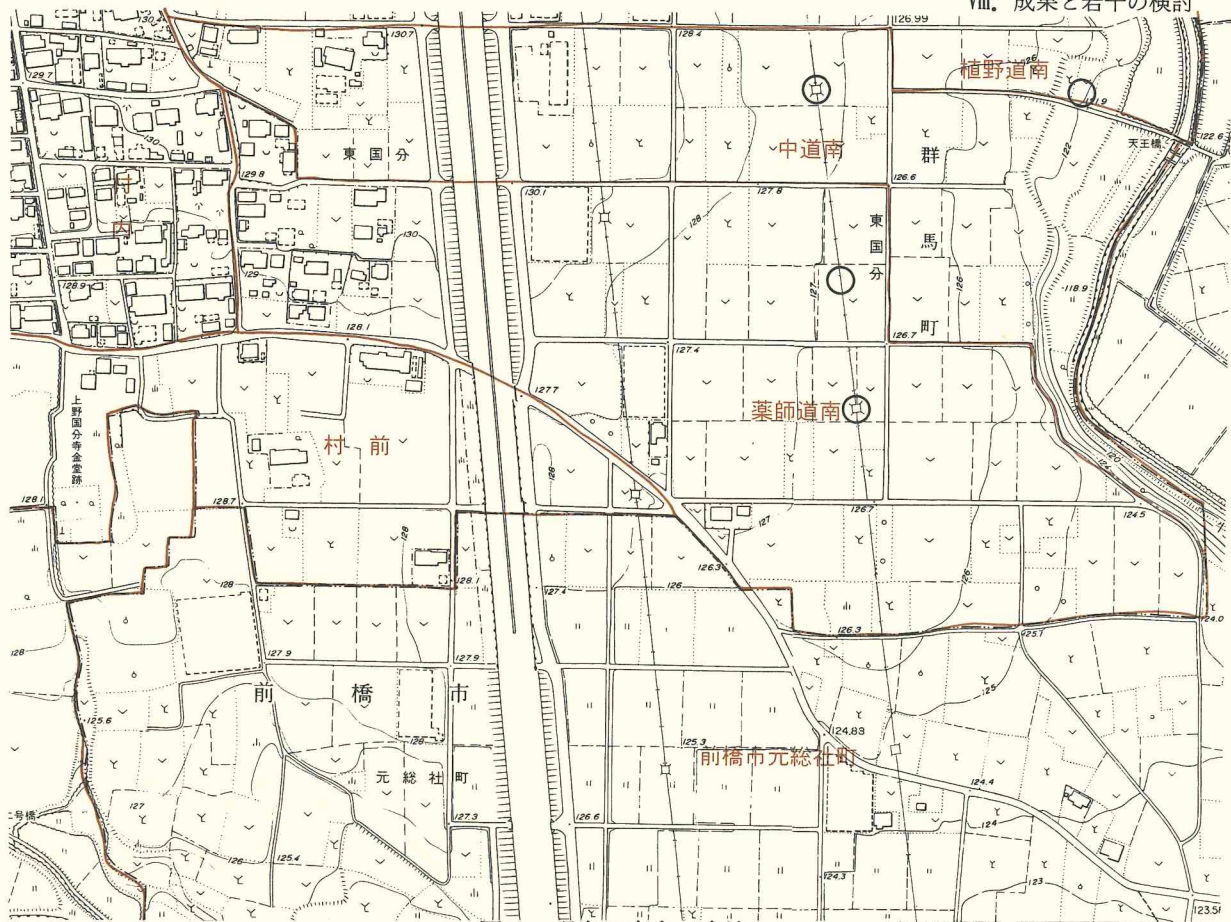


図45 現在の字名・字境

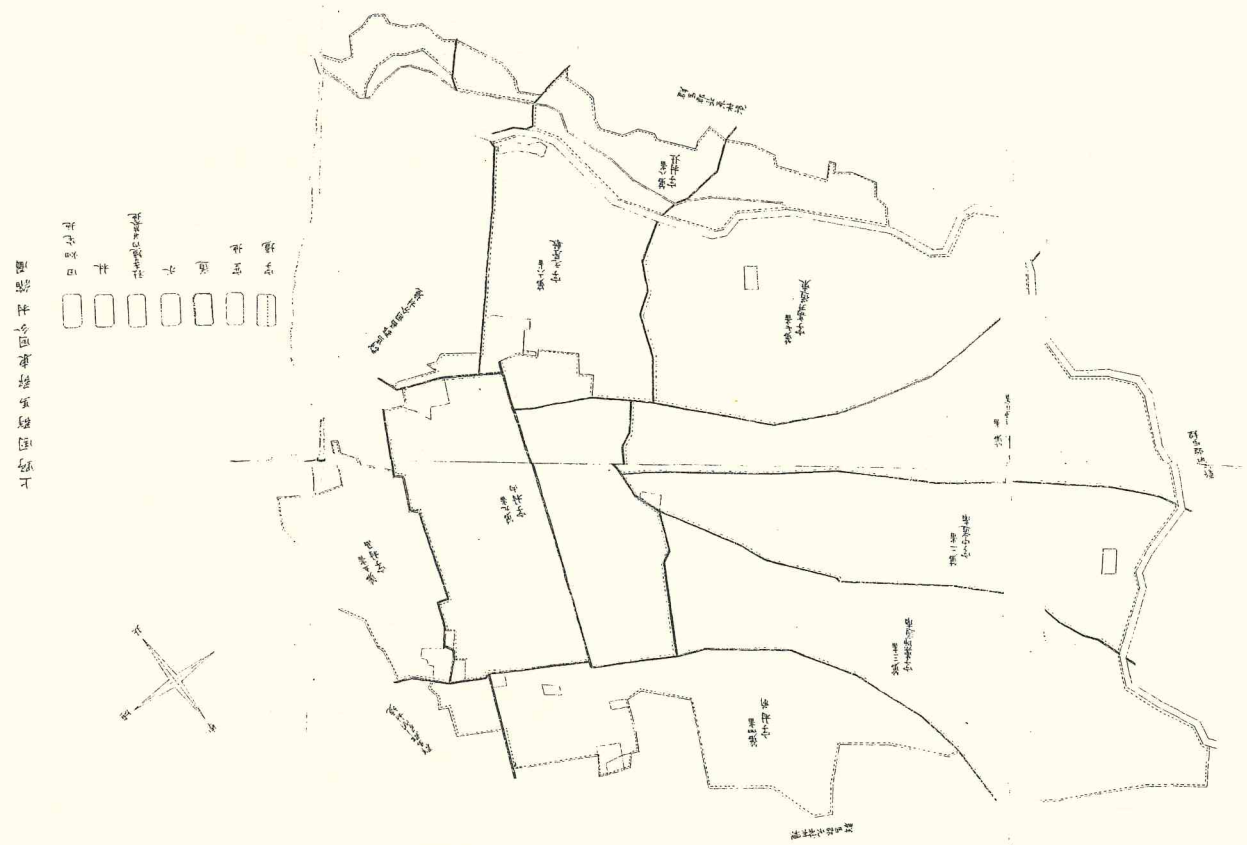


図46 地籍図一

VIII. 成果と若干の検討

存在を考えたい。この南側で調査を実施したC区では、基盤層がシルト質の粘性土であり、その南北にあたるB区・E区では黄色のローム層が基盤層ということからも低地の存在が想定できる。さらにc-d方向でも同様に等高線の低い部分の連続がみられ、平成12年の前橋市教育委員会が実施した12トレンチの西10mで「沖積地」となる所見が得られている。

次に僧寺をみると、伽藍地の西隣接地は昭和54年以降の造成で地形が変更しているが、伽藍地部分は標高128～129mの間が、尼寺同様他の1m間の間隔に比べ長いことが見て取れる。また東国分集落の中央から伽藍地のほぼ中央にかけて南北方向に等高線が低い。伽藍地内には現在も水路があり、低地部分が見られる(PL11)。これは北面からの雨水等の排水を意図していると考えられ、その掘削は、中世後期とされる(前沢報文ではSD02)。このほか、伽藍地の南東部分には、染谷川からの低地がみられ、その等高線は伽藍地の南東部まで入りこむ。この部分は、発掘調査で国分寺造営以前の地形も窪地状となっていたことが判明している。また、調査で確認された13基以上確認されているが、奈良平安時代の1基(SE04)及び中世～近世に時期設定される井戸跡が、この部分に存在することも、旧地形に影響された遺構配置と言えよう。

以上のことから、僧寺及び尼寺は基本的に牛池川と染谷川にはさまれた部分に位置するが、その河川から分岐あるいは合流する低地を想定することができ、造営以前の微地形を考慮しながらの占地、造営がなされた可能性が考えられる。

②地名

今回の調査対象地は、群馬町大字東国分に位置する。昭和30年に群馬町が町村合併する以前は、「国府村」に属していた。史料をみていくと、文明9(1477)年12月の太田道灌状には「国分」が見え、慶長6(1601)年の国分村検地水帳には、「西上州群馬郡国分村」とある。また、前述した寛永10(1633)年の江戸幕府寺院本末帳集成に、現在僧寺伽藍地の北西隣接地にある常安寺が「群馬郡国分村 国分山良心院常安寺」とあり、17世紀前半期には当該地が国分村とされていたことが判る。その後、寛永12(1635)年の検地帳や、万治2(1659)年の上野国分前帳村高には、「東国分村」・「西国分村」と記され、17世紀前半～中頃には東西に分割されている。

国分という名称が用いられていることから、中世期以降、江戸期も引き続いて当該地が国分寺としての認識があった所以であろう。

次に、今回の調査対象地の小字をみていくと、「薬師道南」「中道南」「高井道東」「植野道南」にある。

昭和35年の土地改良事業で若干の境界変更はみられるものの、明治期の地籍図から踏襲している。いずれも、東国分集落から東側の前橋方面へ伸びる道の呼称から名称されたと考えられる。そのうち今回の調査地点B区では、薬師道に該当する部分にSD1が確認された。本溝跡は水の影響受けた痕跡が認められず、区画ないし道路としての機能が考えられる。また、出土した在地系軟質陶器の時期から15世紀代に時期設定することができる。さらに、薬師道と呼ばれる所以となった石造薬師如来坐像が、昭和35年の土地改良事業以前まで薬師道が牛池川にあたる部分にあり、本像は室町中期に時期設定される。

以上のことから、本遺跡の周辺、上野国分僧寺尼寺中間地域の調査所見などを含め考えると、「薬師道」は、中世後期段階にあった可能性が考えられる。加えてこの段階で、尼寺伽藍地推定部分及びその周囲の古代からの地割が部分的に変わっていることを想定しておきたい。

(2)過去に実施された発掘調査資料の再検討

①「上野国分寺隣接地域」で発見された掘建柱建物跡について

昭和52年度に発掘調査された、上野国分寺隣接地域(以降、「隣接地」とする。)のA区で掘建柱建物跡(以下、「建物跡」とする。)が1棟検出されている。同遺跡の調査報告は、「上野国分寺隣接地域発掘調査報告」(以



図47 地籍図-2 (トレースしたものを編者一部加筆)

VIII. 成果と若干の検討



図48 国分二寺周辺の地形

下、「S54報文」とする。)として、1979年に群馬県教育委員会から刊行されている。S54報文中では「掘建柱建築遺構」と名称され、「2×2間」の総柱建物で、西側柱列の間では柱穴を検出できなかったと記される。なお、各柱の芯心を挿図上で計測すると、200~230cmを測る。主軸は、N—4°—Wを向く。柱痕は認められていない。本遺構は、2軒(3・5号)の竪穴住居跡と重複しており、そのうち報文では、「(前略)……本遺構は3号竪穴住居に先行するものであることを確認している。……(後略)」とある。報文中に掲載された3号竪穴住居跡出土の遺物は4点ある(内訳は、須恵器蓋1、須恵器坏1、須恵器高台坏1、土師器坏1)。各遺物の出土位置は明示されていないが、須恵器蓋及び土師器坏の時期設定は8世紀代に収まると考えられる。

さて、本遺構について、S54報文中挿図5の「A地区遺構配置図」を見ると、遺構の東側の調査区東端部でピットが2基記される。また、写真図版1「A地区遺構全景 北より」と写真図版8「掘建柱建築遺構 西より」を見ると、2基のピット(3号竪穴住居跡のカマド煙道部の東側、調査区壁面に1基のピットか?)が位置している。それぞれの位置関係を後者の写真図版で見ると、建物跡の北側柱穴列及び中央柱穴列の延長上にあるかに見える。仮に、これらのピットが建物跡に関連あるいは伴うものとするれば、2×3間(あるいはそれ以上)の東西の長いプランの建物となる。

大江正行氏は上野国分尼寺跡の報文中において、昭和44年の東門トレンチで確認された3基のピットについて、「(前略)……東門の推定としてまず柱間は再測の結果、270cm等間であり、径約1mの中穴とあわせその規模は大きく、しかも柱受けの石材を用いた入念さもしくは加重の保持を計った点など門跡としてよく、脚門を考えたい。……(後略)」としている。また、木津博明氏も尼寺の寺域と寺地を考察し、推定講堂跡検出の礎石中心軸とトレンチ調査で確認された金堂及び中門と考えられる基壇に中心軸を設定し、推定伽藍地の東側で検出された、根石を伴う3基のピットを「東大門」と推定している。この遺構と金堂・講堂等の軸線間距離を2倍にした位置に建物跡があることから、「(前略)……規模的・柱門数などの問題があるが、同個所既にかなり後代に削平がある。規模の点は、尼寺の東側は、国府西庁が至近しており、東側の景観が重要であったことに起因すると考えられる。さらに、西側は尼寺の寺地の展開が考えられる点(()内略)がある。また、一見簡易な造りにも考えられる点もあるが、修築も考慮されるところである。……(後略)」としている。しかし、上記したように報文の記述により、重複関係から8世紀代以前の時期に建物跡が機能していたと考えられることと、東西に長いプランの建物跡である場合、この建物跡を「西大門」と推定するには困難と考えられる。また、後述する東大門と推定される遺構は根石を伴い瓦葺きが考えられるのに対して、本遺構をみるとそのような施設を欠く。非瓦葺きの遺構も考えられるが、柱間の寸法が異なることや重複遺構から8世紀以前の機能と判断されることから、現在提示されている資料からみれば、西大門と考えることは難しい。

また、S54報文ではA区の東側に東西軸のトレンチを2本設定し、「溝」と「土塁」が検出された。このことから、当該部分が伽藍地の西辺と想定した。これについても、木津氏が「(前略)……この土層観察上大きな誤認があり、住居跡と考えられる落ち込みをもって寺域の境としいる。……(後略)」と推定している。

報文中の挿図17・18にはA地区拡張CトレンチとDトレンチの実測図が掲載される。西辺と推定される、4・5号溝の西に位置する13号住居は、報文に掲載された土器から8世紀中頃に設定される。挿図17・18の地層図を見る限り、13号住居の竪穴部が掘り込まれているのは、As—Bの堆積する直下の層からであり、4・5号溝が掘り込まれているのは、それより間層を1枚挟んだ層である。このことから、層位上判断すれば4・5号溝は、13号住居より先行する遺構と解釈でき、その時期は8世紀中頃以前と考えることが可能である。このことから、この「遺構」をもって尼寺伽藍地の西辺とすることは困難と思われる。

なお、昭和44年に調査された西門トレンチは、この2つの拡張トレンチの間に位置すると思われる。西門トレンチの北東部分で認められた、「溝状の凹み」は、その位置関係から上野国分寺隣接地域のA区で検出された2号溝につながる遺構と想定される。埋土の記述は、いずれも砂質土の堆積があり、「あたらしい時期の人為の

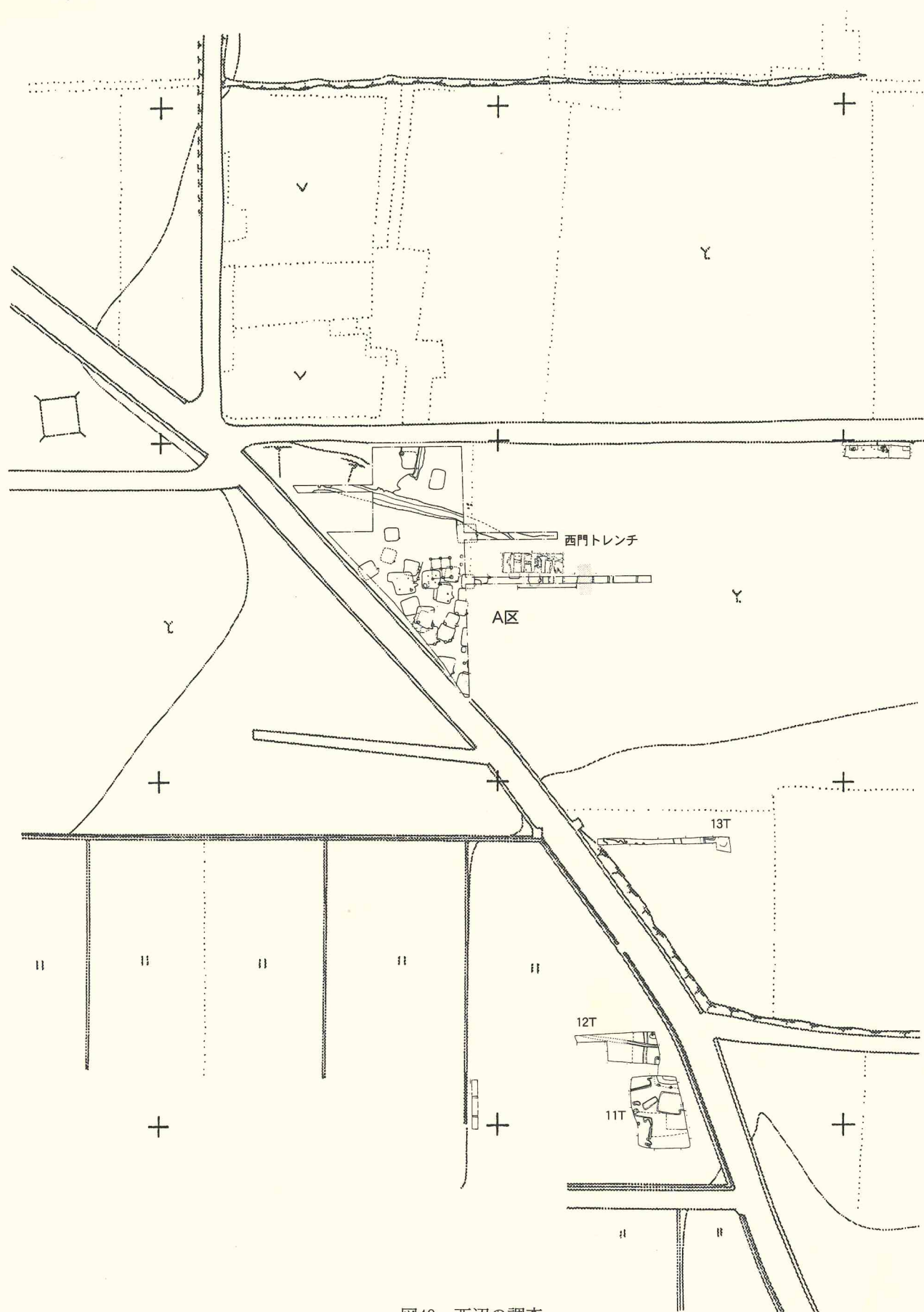


図49 西門の調査

溝」と想定されている。

②東大門について

昭和44年度の調査において東門トレンチを設定し、当該位置で東西に並ぶ3基のピットが検出されている。ピット間は270cmを測る。東西方向の指向は、E-3°-Sを向く。大江報文では掘建柱建物跡1号と名称し、①掘り方幅が約1mを測る。②礎石を伴う（3基のうち両側2基。）。③鬼瓦の出土。などから門跡の可能性を指摘している。本遺構検出位置は、現在南北方向に走る農道として利用されている(PL11)。また、明治期の地積図においても、直線性をもった南北方向の地割りが認められる。

一方、僧寺の東大門は第5トレンチ（第32次調査）で原位置から動いているが礎石の一部と、基壇状の盛土が認められた。報告書ではこの部分が東大門の北西隅と判断している。加えて、平成3年度に実施された町道改良工事に伴う発掘調査（群馬町教育委員会実施：未報告）が、第5トレンチの東隣接地で実施された。その結果、径70cmの礫（安山岩径系）とその周囲に20cmの礫が据えられた状態で出土した。このことから、当該地がほぼ東大門の位置と想定できる。

尼寺の東門トレンチで検出された遺構を東門と仮定し僧寺の東門と比較すると、僧寺は径70cm前後の礎石を有し、基壇の痕跡が認められるのに対して尼寺は、ピット内に幅20cm程度の礎石を持つ。建造された時期の問題が残るが、建築手法において違いが認められることは注意しておきたい。

③推定伽藍地南辺の調査について

平成12年度前橋市教育委員会により、前橋市都市計画事業蒼海地区土地区画整理事業に関連して、尼寺の伽藍地推定部の南辺が2次にわたる発掘調査が行われた（以降、「1次」・「2次」と略す。）。当該部分は、昭和44年群馬県教育委員会による発掘調査で、S9トレンチおよび3カ所の南門トレンチが調査されている。1次・2次の調査は伽藍地の南辺及び伽藍地の南西隅、東西隅部について確認することを目的とし、19カ所のトレンチが設定された（1次：1～6トレンチ、2次：1～13トレンチ）。この部分は、昭和44年度の発掘調査と一部重複し、具体的には1次調査の4トレンチと昭和44年調査の南門トレンチ（3カ所）が近く、北東に位置するトレンチが4トレンチに一部重複している（図上確認）。また、4トレンチの北西約5mにはS9トレンチが位置する。

まず、1次調査からみていきたい。調査区は、伽藍地に推定される南辺にほぼ直交する方向で設定されている。ここで検出された遺構は、竪穴住居跡1軒と東西軸を向く溝跡2条である。前者は、出土遺物から9世紀後半～10世紀前半に位置づけられ、「丁」と記された墨書土器が出土している。カマド構築補強材に男瓦を用いている。また、遺構の位置関係と合わせて注意しておきたい。後者について、北側に位置する溝（以降、「北溝」と略す。）は、溝南辺の立ち上がりは調査区内にあるが、北辺立ち上がりは、2/5/6トレンチでは調査区北側へ延びていると思われる。また、埋土をみると1トレンチでは、溝基底部までAs-B混土がある。さらに、2～6トレンチにおいても、As-B混土が埋土中～下層にある。このことから、同テフラ降下以降も、凹みとして残っていたたのであろう。なお、6トレンチの埋土の記述をみると、As-B純堆積層とする下層にAs-B混土があり、塊状の2次堆積と思われる。

この溝は後述する2次調査の3/7/8トレンチで溝状の落ち込みが確認され、東方向へ継続すると思われる。また、その方向は2次調査7トレンチで南東方向を指向し8トレンチへ継続する。さらに、1次調査の西側に設定された11～12トレンチで溝状遺構は認められていない。このことから、その間で立ち上がってしまうか、他方向に指向すると考えられるが、木津氏は、上野国分僧寺尼寺中間地域で検出されたF1号溝（以降、「F1溝」と略す。）が、現在群馬町東国分～前橋市元総社へ向かう道路下に溝（堀）の存在を想定し、これに

VIII. 成果と若干の検討

継続すると考えている。現段階では、調査範囲の限界性から想像するに留まるが、F 1 溝が尼寺伽藍地推定の南辺方向へ現存する道路下をほぼトレースして存在し、2 次調査の10トレンチの東側あたりで、推定伽藍地南辺を指向する溝とそこから南東方向へ向かう現道下に想定される溝（堀）と分岐する可能性が考えられる。

1 次調査の南溝は1～3トレンチで確認されている。5・6トレンチでも溝状の窪みがあるが、1～3トレンチと比較すると断面形態や規模が異なる。また、4トレンチ及び南門トレンチ1/2では溝状遺構が認められない。南トレンチ1/2では南北方向を向く溝が検出され、報告した大江氏は自然の溝と想定している。北溝の埋土中は砂層の堆積が顕著で、あるいは、北溝からオーバーフローにより形成されたものであろうか。このことは、図52の南辺横断面図で、レベルが東西に比較し下位にあることから想定できる。以上のことから、南溝は3～4トレンチ間で立ち上がるか、その間で指向方向が変化することが想像される。さらに、北溝の西延長上にある10トレンチでは2条の溝跡が検出されている。一つは東西を指向する溝であるが、報文挿図では南北軸の溝跡を切っており、その溝の埋土はAs—Bを混じる層の上面から掘り込むため、同テフラ降下以降に時期設定できる。このため、北溝から継続する遺構とは判断できない。11トレンチでは4軒の竪穴住居跡が検出されている。そのなかでH—3号竪穴住居跡は、出土遺物から8世紀後半～9世紀前半に位置づけられる。また、カマドの構築補強材として瓦類が用いられている。この住居跡出土の宇瓦が報文中で2点提示され（Fig29—7・8）、そのうち1点は、大江氏のいう上野国分寺式瓦⁽¹⁾の古様を呈する。また、もう1点は、それよりやや後出する資料と考えられている（Fig29—7）。本住居跡の時期及び居住空間における8世紀代位置付けられる瓦類の多用は、住居の位置・時期とともに注意しておきたい⁽²⁾。

註1 大江正行（1975）『上野国分僧寺寺域縁辺の調査』群馬町教育委員会

大江正行（1988）「第1節瓦類」『有馬庵寺跡』渋川市教育委員会

なお、木津氏は、昭和63年頃より最古相の鑑瓦・宇瓦を「上野国分寺創建統一意匠」と名称し、1991年に発表された論考中（下記）でこの名称設定をされている。綿貫邦男・木津博明（1991）「新田郡笠懸町山際窯跡採集遺物」『研究紀要』8（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団

2 桜岡正信・関口功一（2001）「古代寺院の付属施設に関する一考察—上野国分寺周辺を中心に—」『群馬考古学手帳』11 群馬土器観会 このなかで、関口氏は「（前略）……国分寺周辺には当時としては非常に例外的に、多くの非農業従事者である人々が行き交っていたと想像される。定額寺に関しても、規模の大小はあってもほぼ同様のことがあったと思われる。従って、寺域内外で検出される竪穴住居跡は、外見上同様であっても、他地域の一般農民のそれとは区別されるものであると考える。……（後略）」とする。

(3)図52について

本図は、昭和44・45年の群馬県教育委員会による発掘調査および、平成12年の前橋市教育委員会・群馬町教育委員会による発掘調査で得られた、各ポイントでの地層のありかたをまとめたものである。

図作成にあたっての作業条件 大江報文によると、昭和44年の発掘調査時の日程一覧の記述から、群馬町足門の三角点から移動し、上野国分僧寺塔跡心礎上面をP 1（原点）としその標高132.95mとしたとある。しかし、心礎上面の標高は130.3mであり、その間約2.65mの開きがあるとしている。このため、三角点からの水準測量中での誤差と思われるが、その誤差2.65（a）用いて操作してみたい。

昭和44年調査のS 1 トレンチ北端 GL は現在の群馬町都市計画地図作製の測量時で126.40m (b) である。

大江報文で記されたS 1 トレンチの標高は129.34(c) mとある。ここから水準測量の誤差(a)を引くと、

$$\textcircled{1} \quad 129.34(c) - 2.65(a) = 126.69(d) \text{ となり、}$$

(b) と比べると29cm(e) の差がある。

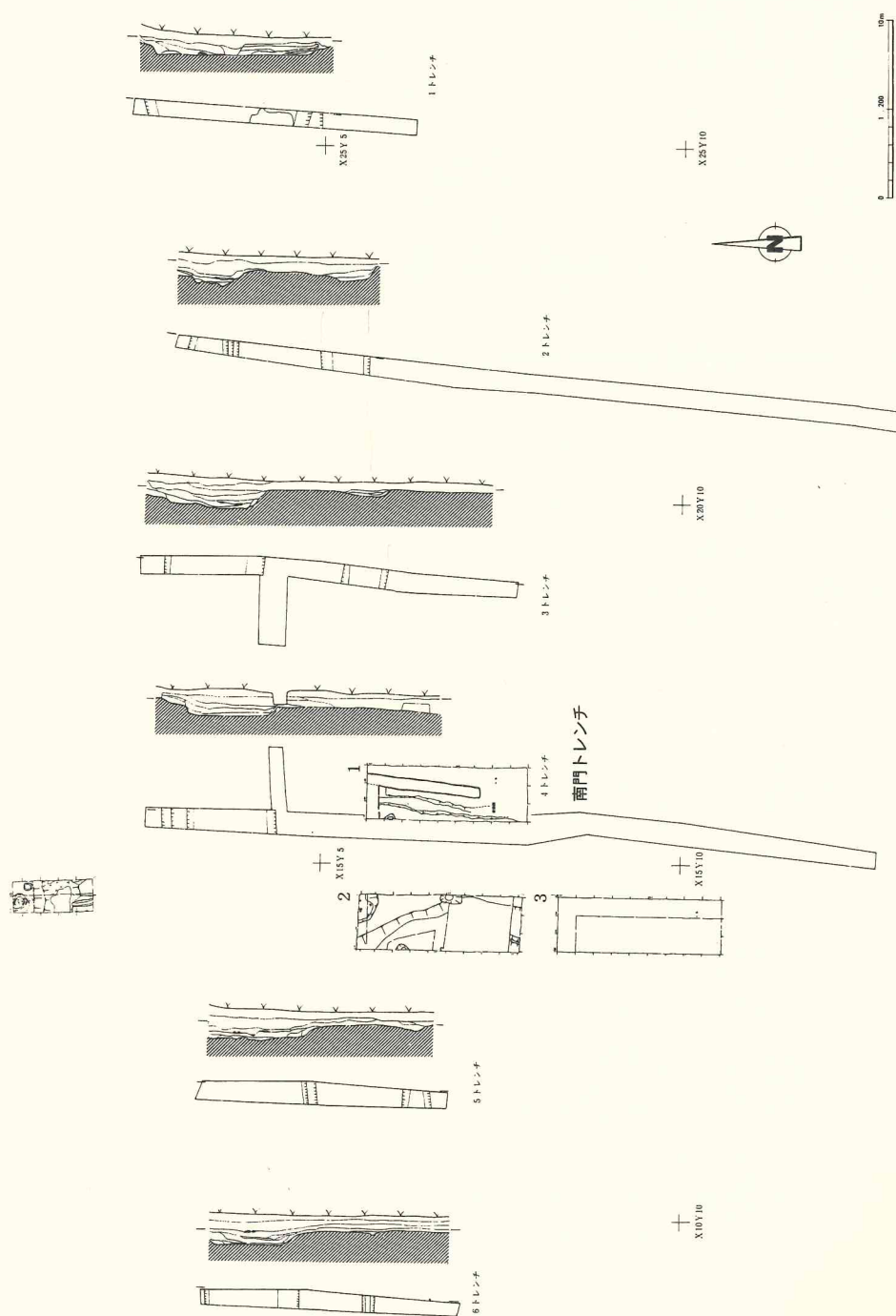


図50 南辺の調査

VIII. 成果と若干の検討

ここで、昭和44年と平成12年発掘調査で一部調査区が重複している、南門1トレンチと1次4トレンチで確認する。各報文中の地層説明でローム層の上面とされる部分は、

4トレンチで124.85(f)mである。

南門1トレンチのローム層上面を見ると、

$126.40(b) - 1.30$ (断面図作成の眼高) = 125.10m (水糸高) となる。

水糸高から第4層のローム漸移層までは20cmの深さである。南北地層断面では4層以下に掘削が及んでいないが、同トレンチ北面の地層観察では、4層下部の5層(ローム層)までは約10cmの深さを測る。このため、同層上面の標高は124.8(g)mとなる。

fとgの差は5cmである。以上のことからこの5cmを許容範囲とし、

S1トレンチ北面の標高を「126.40m」と設定して作業を進めたい。

A—Bラインは、推定伽藍地の南北方向をしめす。昭和40年代の調査区と群馬町発掘調査B区は直線でないが、見通しとして加えた。なお、地層については各報文の説明を用いた。まず、黒丸のローム層上面をみると概ね北から南方向へ傾斜することが判る。南北約200mの間で1.45mの標高差があり、緩やかに下る。その上層は、黒色土でAs—Cを混じる地層である。同層が認められ記述されているポイントは少ないが、推定中門跡～金堂基壇とされる部分は125.50m強で、ほぼ平坦となっている。さらに、発掘調査で確認した遺構上面のレベルは、金堂基壇で126.0mを測り平坦である。これに比べて中門跡は若干低いレベルとなるが、10cm内外の差であり金堂基壇から中門にかけてほぼ平坦といえよう。なお、As—B層を混じる黒色土について、B区試掘区とB区では認めることはできなかった。加えて、現況コンター(図48)をみると、尼寺推定伽藍地とされている126～127mの間や127～128mの間が他の1m間に比べて間隔が広く(長く)、調査範囲の限界性を含みながらも、寺院造営に伴う地山の造成が行われた可能性を指摘しておきたい⁽¹⁾。また、ローム面により伽藍地の北面を推定すると、中門～金堂基壇が標高126mにあり、伽藍地内がほぼ平坦とするならば、B区試掘区のローム面が126.0mを測りこの辺りと想像できる。のことは前述した、ローム層の上位に位置する黒色土の造成も関連すると思われる。

C—Dラインは、推定伽藍地南面を東西方向に横断した形をとる。ローム面は125.0m前後であるが、南大門推定部分の4トレンチにおいてやや低いレベルとなる。これは、南門トレンチで検出された。流水痕に影響されたものであろう。また、西端部の12トレンチでは、報文中のレベル記載で1m程度の差がみられた。これは、図48をみると、国分僧寺跡伽藍地北面の道が関越自動車道を越して前橋市元総社町へ伸びるが、関越自動車道を越えたあたりから、道に沿ってコンターが低い部分が連続してあり、低地が入り込んでる可能性がある。このことは2次調査の報文中にも記され、「(前略)……地形的には中軸付近より標高で1.5mほど下がった地点であるが、基盤層はローム層である。このローム層は西へ10mほどいった地点で消滅し、沖積土が堆積している。……(後略)」とある。また、2トレンチ以東も低いレベルとなるが、東側に位置する牛池川に傾斜するものである。このことから、伽藍地を推定するにあたって、前述した推定される低地と牛池川の間にあるものと想定しておきたい。

E—F間は、西門トレンチと東門トレンチを結んだラインである。その前後(南北)にあるトレンチの標高も見通しとして加え、ローム層は西～東方向への傾斜がみられた。

註1 木津博明(1988)「上野国分尼寺々考」『群馬の考古学』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団氏はこのなかで、僧寺・尼寺の占地状況を検討し、造営に伴い地山の削平を想定する。

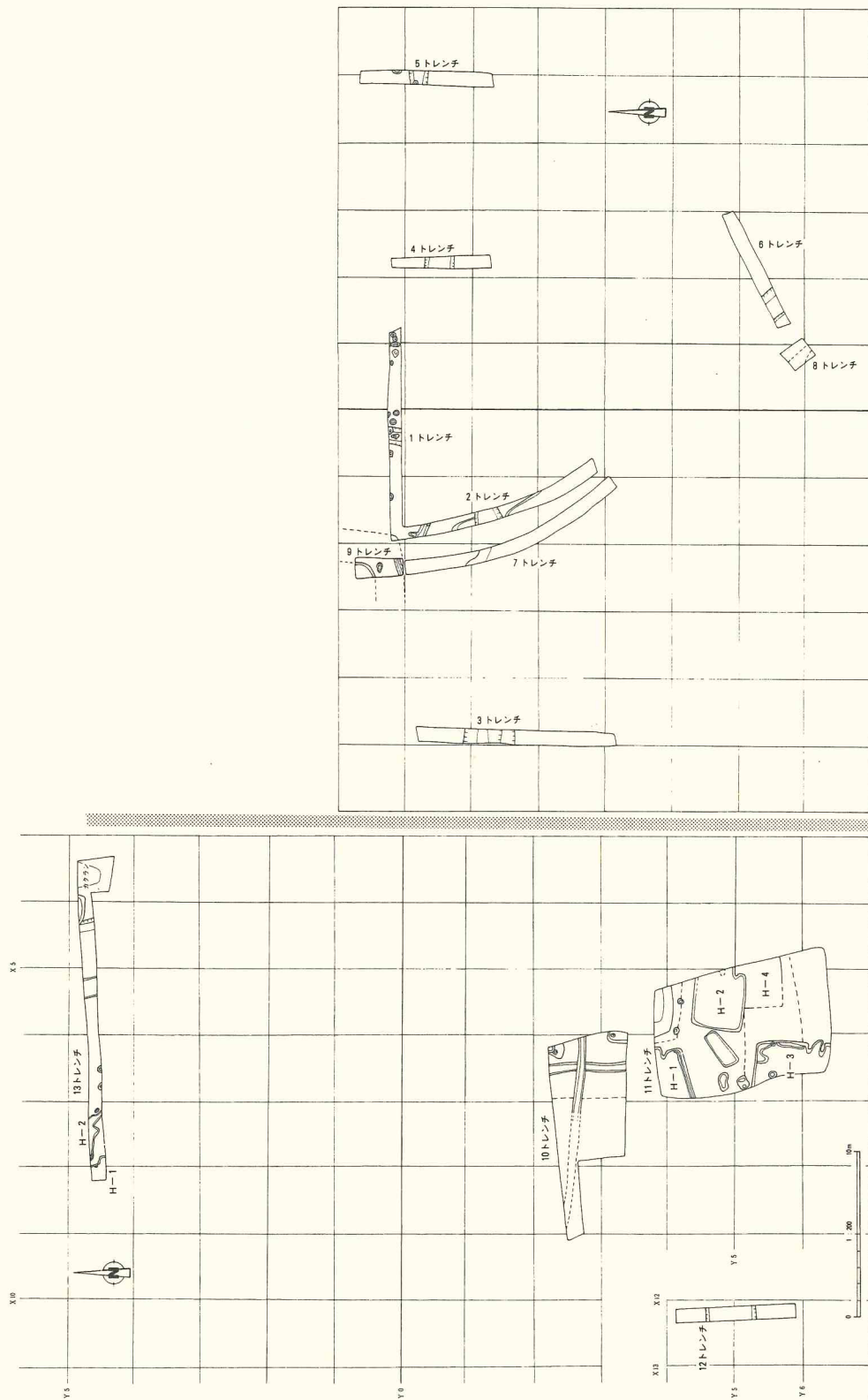
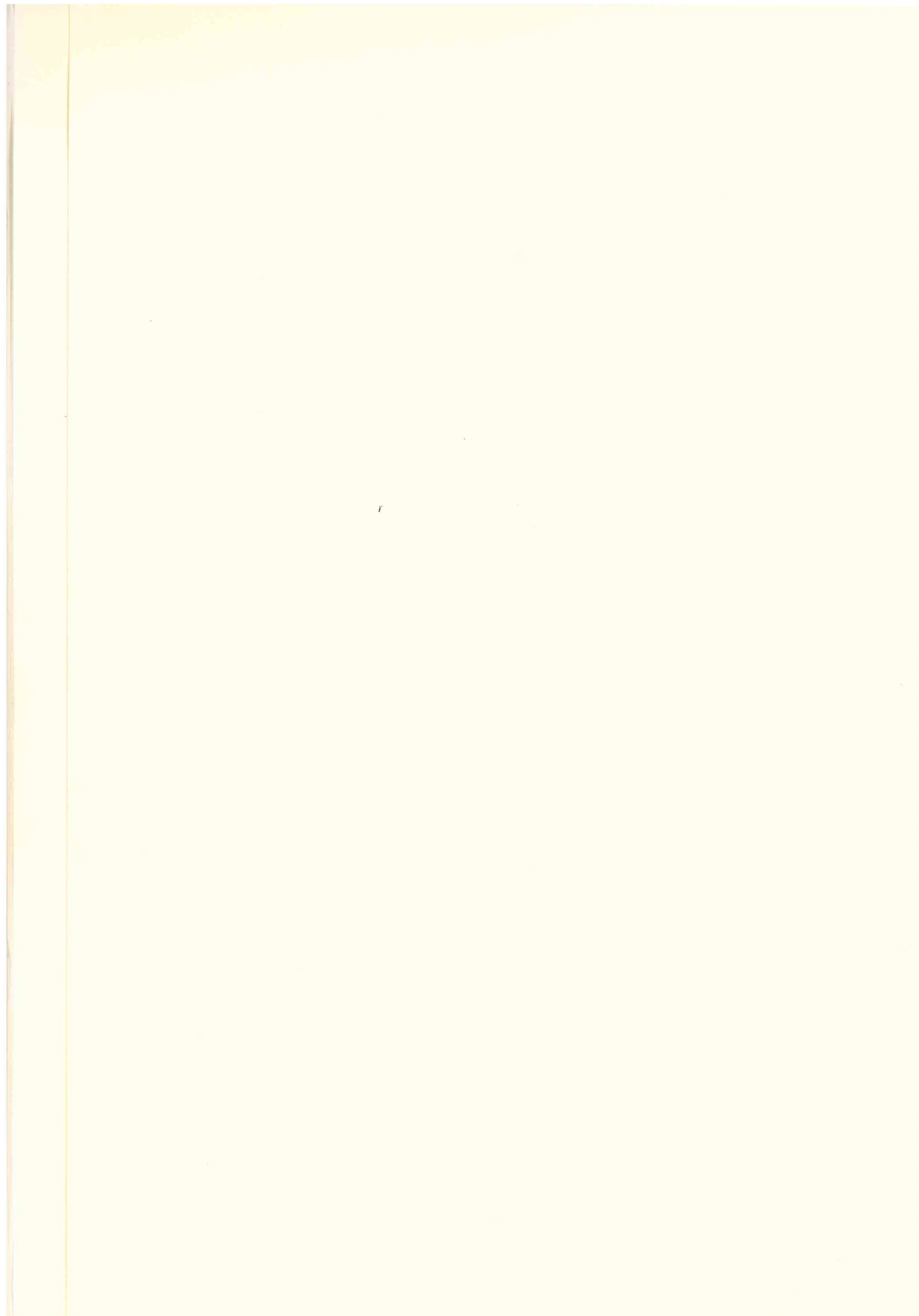


図51 南辺の調査(2)



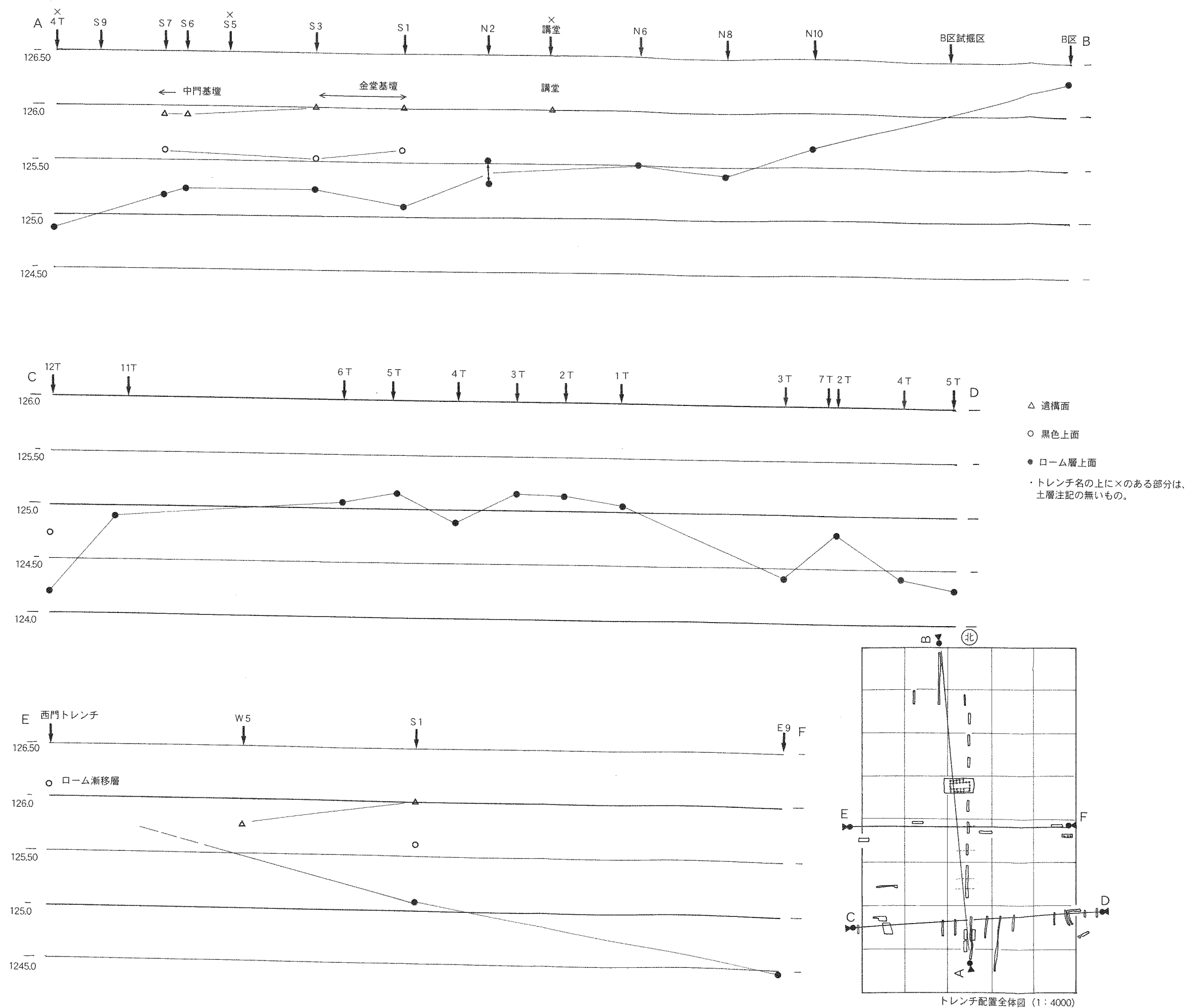


図52 推定伽藍地内のレベル

- 2 井上唯雄 (2000)「VIIまとめ 2 平成12年度における調査」『元総社宅地遺跡・上野国分尼寺寺域確認調査II』前橋市埋蔵文化財発掘調査団、P41

(4)伽藍地について

以上(1)～(6)まで、歴史地理的資料や過去に行われた発掘調査資料に基づきみてきた。現段階まで想定されている尼寺伽藍想定地については第3章に記したが、ここで再び記すと、

①昭和44・45年の調査所見から提示された、192m四方の説。

②平成12年の前橋市教育委員会が実施した発掘調査の所見から、井上唯雄氏が提示した東西166.2m(「築地」とした遺構の外側で172mという説。)がある。

現在尼寺伽藍地に想定される各辺をみていくと、まず南辺は平成12年に前橋市教育委員会が2次にわたる発掘調査を実施し、現在の群馬町と前橋市の行政境界(現在農道として活用。)の南側で、溝状遺構を確認している。埋土の観察所見から、As-B層と溝基底部にかけて1～2層の堆積が認められ、溝の掘削は同テフラ以前と考えられる。さらに、基底及び中位にかけてAs-B層の混土があることから、中世期においても溝跡が埋没せず機能していた(あるいは同時期に再掘削も想定。)可能性が考えられる。南門の位置は現段階では判らないが、昭和44年の調査データからもS9トレンチに近い位置に想定されており、前述した行政境の農道の下部及びその周辺にその存在を想定することができる。なお、S9トレンチの北端部の地層観察で自然の順堆積と異なる部分が見られ、大江報文では人為による客土可能性を考えているが、報文で提示された第31図の平面プランは「不整形」の土坑であり、黒色土とローム層の逆転などから考えると、As-C以前の「風倒木」の可能性もある。

次に東辺をみていくと、牛池川右岸の崖線がその北東においては接する位置にある。古代の牛池川の崖線については未検討であるが、中世期の石造物のありかたなどから、少なくとも中世後期以降あまり変化ないと考えられる。また、東門トレンチで認められる脚門と想定される遺構、及び現在の等高線や南辺の調査所見で得られた地層レベルなどから考えるならば、明治期の地籍図で認められた直線性を有する地割りがほぼ東辺にあたるものと考えられる。

西辺は、昭和44・45年の調査で得られた中門～講堂跡の中軸線と、東門トレンチで認められた脚門と想定される遺構の距離を中軸線から西方に折り返した部分に、隣接地の掘建柱建物が存在するが、前述したように遺構の重複関係やピットのあり方から、この遺構をもって西門とすることはできない。また、平成12年の1次調査で確認された伽藍地南辺と想定される溝跡について、その西側延長上にあたる2次調査の10・12トレンチでは認められない。このことから、1次調査の6トレンチとの間で北方向への指向する可能性も考えられる。2次調査の13トレンチをみると、報告書中の記述では4軒の竪穴住居跡が認められたとある。挿図中ではH-1・2があるが3・4は記されない。おそらくトレンチ東側のある落ち込みが地層断面の観察所見をみると遺構が2つ重複するかにみえ、H-3・4であろう。出土遺物の提示は無く時期設定できないが、遺構の位置関係は注意したい。さらに、本遺構の北側延長上には昭和54年調査の隣接地のA区拡張Cトレンチの4・5号溝があたるが、前述したように報告書の地層観察記録から8世紀以前に時期設定できる遺構であり、西辺を画するものと断定できない。

北辺については、平成12年に当教育委員会が実施した試掘確認調査で古代の溝跡が認められたが、その規模や、出土遺物からの細かな時期設定ができないため、北辺を画する遺構と断定しがたい。しかし、図48で検討したように、伽藍地内のグランドレベルが平坦を意識して造成されるならば、このあたりに北辺がある可能性を考えておきたい。

以上は、現在まで実施された発掘調査のデータをもとにしているが、各調査の条件からその範囲設定が限ら

れたなかで実施され、そこから得られた資料を用いて作業を実施している。このため、「想像」を含む部分が多々ある。これらについては、今後実施される発掘調査を待つて、再度検討していきたい。

2. 平安末期以降の国分二寺

平安末期以降の国分寺のありかたについては、1030（長元三）年頃の不与解由状の草案である、『上野国交替実録帳』（以下、実録帳と略す。）が著名である。実録帳には、11世紀前半の国分二寺の様子が見てとれ、金堂や塔は姿を保っているが、僧坊や南大門等の諸門や築垣は「無実」と記される。さらに、大衆院や倉庫施設も破損した様子が見て取れる。発掘調査では、伽藍地南辺の築垣基部と重複して竪穴住居跡が確認された。その埋土上層に As—B が認められ、出土遺物から11世紀前半に位置付けられる。このことから、実録帳に記される築垣無実の状況が考古学的にも裏付けられている⁽¹⁾。僧寺の発掘調査を担当した前沢氏は、11世紀前半期の状況について以下の3点を推定している⁽²⁾。

「（前略……①築垣は11世紀初期には既に全壊しており、その上に竪穴住居跡が造られる状況となっていた。こうした様相は、僧寺・尼寺中間地域遺跡で見つかったこの時期の竪穴住居跡から、多量の国分寺瓦と、塔の化粧基壇と同質の石材が出土しており、外部からの出入りと資材の持ち出しが容易であったとみられることから裏付けられる。②竪穴住居跡覆土の上部に As—B 層堆積が認められることから、この後も築垣は再建されなかったものと判断できる。③この時期の竪穴式住居があるのは、寺域の南外側と築垣の近辺に限られており、塔や金堂などがある中央部では見つかっていない。周縁部は壊滅状態になっているのに対し、中央部はある程度姿が保たれていたが、次第に荒廃が進んでいたと見られる。これは、「上野国交替実録帳」に記載されている様相と矛盾しない。……（後略）」

一方、尼寺については、昭和40年代の発掘調査を検討した大江氏が、出土瓦類のありかたから9世紀末まで創建当初の瓦葺きの中門が存在し、9世紀末以降に非瓦葺きの後出する中門の建立を想定する。また、金堂跡出土の瓦類からも9世紀末にまでは保守されていたと考えている⁽³⁾。昭和52年の調査地「隣接地域」では、10世紀後半～11世紀に設定（報告書で提示された出土遺物による。）される竪穴住居跡が8軒認められる。しかし、現段階では尼寺に関連する遺構との関係が判然としていないため、10世紀後半～11世紀のあり方はわからない。

地質面からは、金堂跡基壇（S3トレンチ）の「南溝」の埋土上位に As—B の堆積が認められる。これに対して基壇上面には同層の堆積が認められないため、As—B 降下期に建物の存在を考えることも可能であるが、基壇面のレベルが、周囲（南溝など）のレベルより上位にあり、後世の耕作で As—B の純堆積層が鋤き込まれたことも否めない（S1トレンチも同様）。

次に、平安期の自然災害をみていくと、前述したが12世紀初頭の As—B の降下を挙げることができる。この層は前橋市や群馬町の発掘調査で、状況の良い場所では20cmの厚さで確認され、降下時の厚さはその倍程度あったと考えられている。その様子については、『中右記』天仁元年九月五日条に記されており、「上野国府の庭にも熱い灰が積もった。」とある。僧寺や尼寺の発掘調査において As—B の純堆積層が認められる部分があり、降下以降に人為的な掘削が及んでいないことを示している。また、『類聚国史』一七一災異五地震弘仁九年七月是月条には、関東地方であった大地震に関連する記事がみられ、上野国を中心に被害があったと考えられている。

近年の発掘調査では、この地震による地割れや墳砂が認められる。群馬町井出明光寺遺跡では、幅20m・延長100mの範囲で大きな地割れ及び墳砂を確認し、最大で50cmの落差を測る。出土遺物及び地層観察から、この地震が起因していると推定している（未報告）。この地震に関連する国分二寺のあり方については、飯島義雄氏が僧寺伽藍地南辺の地層観察から、818年の大地震の痕跡が発掘調査結果から読み取れると想定している⁽⁴⁾。史料にはこの地震に関するものは認められないが、寺の建築物にも影響があったことも考えている⁽⁵⁾。